

鳥取県告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 大西喜久子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人ぱーとなー	米子市加茂町二丁目180	ヘルプサービスぱーとなー	米子市加茂町二丁目180	居宅介護、重度訪問介護	平成18年10月11日